

## 議案第54号

### 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

### 基山町条例第 号

#### 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (4) 6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年条例第15号）又は基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和50年条例第16号）の適用を受ける者

第3条第3項第2号中「12歳」を「15歳」に改め、同項第3号中「12歳」を「15歳」に、「15歳」を「18歳」に改め、同項第4号を削る。

第4条第1項中「対象者」の次に「及び第2号対象者」を加え、同項第1号中「次号」の次に「及び次項」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第4号対象者」を「第3号対象者」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「第1号対象者」を「対象者」に改め、同条第2項中「第1号対象者」を「対象者」に改める。

第6条第1項中「第1号対象者」を「対象者」に改め、同条第2項中「第1号対象者」を「対象者」に改め、「第3号まで」の次に「及び同条第2項」を加え、「及び県外に所在する保険医療機関等で町長が別に定める保険医療機関等」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第1号対象者が第4条第1項第1号から第3号までに規定する保険医療機関等のうち県外に所在する保険医療機関等で町長が別に定める保険医療機関等（次条において「県外指定保険医療機関等」という。）において医療を受けるときは、受給資格証を提示し

なければならない。

第7条を次のように改める。

(助成の方法)

第7条 対象者に対する第4条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項に規定する保険医療機関等のうち県内に所在する保険医療機関等に要する医療費の助成は、助成する額を当該保険医療機関等に支払うことによつて行うものとする。この場合において、助成する額を保険医療機関等に支払ったときは、当該医療費の助成を受けるべき当該対象者の保護者に対し助成を行ったものとみなす。

2 第1号対象者に対する第4条第1項第1号から第3号までに規定する保険医療機関等のうち県外指定保険医療機関等に要する医療費の助成は、助成する額を当該保険医療機関等に支払うことによつて行うものとする。この場合において、助成する額を保険医療機関等に支払ったときは、当該医療費の助成を受けるべき当該対象者の保護者に対し助成を行ったものとみなす。

3 対象者に対する第4条第1項各号及び同条第2項に規定する保険医療機関等のうち県外に所在する保険医療機関等に要する医療費の助成（前項に規定する場合を除く。）は、当該医療費に係る一部負担金の支払があつたとき又は町長が特別の理由があると認めたときは、当該対象者の保護者の申請により当該保護者に支払うものとする。

4 前項の申請は、助成に係る医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に町長に申請しなければならない。

第8条第1項中「第1号対象者」を「対象者」に改め、同条第2項中「第1号対象者」を「対象者」に、「同条第3項第1号の対象者」を「同条第3項各号の区分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の基山町子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成29年4月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用し、平成29年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

小学生以上の子どもの医療費の助成方法を、現在の償還払に加えて、佐賀県内の医療機関については現物給付が行えるようにするとともに、当該対象者に受給資格者証を発行できるようにすること及び受給者区分、自己負担額の整理を行うため、基山町子どもの医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

平成28年12月13日原案可決